

日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会 水化学管理分科会  
第 16 回 BWR 水化学管理指針作業会 議事要旨

日 時：2013 年 9 月 11 日（水）13：30～17：40

場 所：電力中央研究所 第 5 会議室

出席者：(敬称略)

委員) 平野、会沢、植村、河村、深堀、鈴木、河合、山口、上山、北島、浦田 以上 11 名  
常時参加者) 関口  
オブザーバー) 久宗、桐生

配布資料

- P11BWG-16-1：第 15 回 BWR 水化学管理指針作業会議事要旨（案）
- P11BWG-16-2：アクションレベル逸脱時の処置に関する各社見解まとめ表
- P11BWG-16-3-1：水化学管理指針規定項目の測定頻度（BWR - 通常運転時 - 原子炉水）
- P11BWG-16-3-2：BWR 水化学管理指針規定項目 各社測定頻度まとめ表
- P11BWG-16-4：炉水管理項目案

議事要旨

1) メンバーの確認

委員 11 名が出席しており、決議に必要な定足数を満たしていることが確認された

2) P11BWG-16-1：第 15 回 BWR 水化学管理指針作業会議事要旨（案）の確認

植村幹事から、第 15 回 BWR 水化学管理指針作業会議事要旨（案）の説明があり、コメントは無く了承された。

3) P11BWG-16-2：アクションレベル逸脱時の処置に関する各社見解まとめ表

各社より、アクションレベルの逸脱時に時間制限を設ける案と設けない案に対する各社見解が報告され、各社からアクションレベルの逸脱時に時間制限を設ける案とすることで進めることで問題ないとの回答があったが、許容時間の設定にあたりその技術的根拠を明確化することが必要、水素注入プラントにおけるクロム吐き出し時には適用除外可能等の内容を盛り込むことが必要、アクションレベル 1 では許容時間を設ける必要が無いのではないかと、個々の管理項目に許容時間を設けることによる管理が煩雑となることを避けるべきではないか等のコメントがあった。これらのコメントに対しては、今後、本作業会の審議の中で検討していくこととした。

BWR の各社見解を、9 月 13 日に行われる PWR 作業会へ報告することが了解された。

“許容時間の設定にあたりその技術的根拠を明確化することが必要”とのコメントに関しては、材料の損傷（SCC）に対して既存の腐食試験データから許容時間を定量的に設けることは困難であることを踏まえると、水質を改善するために要する（測定と評価含む）時間等を指標に設定することが必要ではないかとの意見があった。

4) P11BWG-16-3-1：水化学管理指針規定項目の測定頻度（BWR - 通常運転時 - 原子炉水）

P11BWG-16-3-2：BWR 水化学管理指針規定項目 各社測定頻度まとめ表

上山委員より、国内プラントの各社測定頻度の整理結果を説明した。測定頻度は、保安規定の

記述にとらわれず、実情にあった頻度を選定することし、再度各社にて確認することとした。

管理指針の測定頻度は、通常時の測定頻度を規定することし、アクションレベル逸脱時にはそのアクションレベル回復に必要な測定頻度を追加選定することで対応する方針とした。(例えば、塩化物イオンの場合、設定頻度は1回/週とするが、連続監視している導電率・pHの値がアクションレベル逸脱時には必要に応じて測定頻度を上げる)

オフガス測定による燃料損傷事象検出に際しては、オフガスモニタで連続監視し、オフガス7核種分析によりオフガスモニタの確認を行っていることを踏まえると、オフガス7核種の測定頻度は1回/月とすることとした。

水化学管理指針における「頻度」の定義としては「測定し記録する最低頻度」ではなく「実運用を踏まえた監視頻度」とした。

#### 5) P11BWG-16-4：炉水管理項目案

会沢副主査より、国内プラントの水質データに基づく炉水管理項目および診断項目に対する推奨値の提案があった。

高感度オフガスモニタについては、一部のプラントで導入された段階にあり、モニタの運用方法および実機データの評価方法が検討段階であることから、今回は対象外とすることとした。

#### 6) 水化学管理分科会

次回水化学管理分科会を、10月21日の週に開催することで調整し、提出資料は会沢副主査および浦田委員で分担して作成することとした。

#### 7) 次回 BWR 水化学管理指針作業会開催予定

次回 BWR 水化学管理指針作業会は、起動・停止時の管理値等について検討することし、10月10日(木) 13:30 より開催する。

なお、開催場所については、別途連絡することとなった。

以 上